

PREB不動産ビジネス専門家協会 通信

第45回

不動産特定共同事業法の規制緩和と市場の拡大

不動産特定共同事業法により、不動産の小口投資商品が登場。初期投資とリスクを抑えられる小口投資商品は、不動産投資へのハードルを下げる作用をもたらしている。1995年の同法施行以降、徐々に規制緩和が進んでいるこの分野は、今後の不動産市場にどう影響するか。

この数年間で宅地建物取引業者を始めとする不動産プレイヤーが「不動産特定共同事業法(通称「FTK法」)」に基づく不動産ファンド事業(投資家から出資を募り、不動産を売買・賃貸等し、その収益を分配する事業)に参入する事例が増加しています。FTK法に基づく許可・登録事業者の推移をみると、2017年2月には99社だった事業者数は、2019年11月末には159社(不特許可事業者数148社・小規模不登録事業者数11社)に増加しており、新規事業参入の理由には、法規制の緩和を中心として、個人向け投資不動産販売ビジネスの転換やクラウドファンディング市場の拡大が考えられます。1995年に施行されたFTK法の近年の

事業参入ハードルを下げることで、中小規模

不動産や地方の空き家などの再生・利活用を促進することが狙いで、契約締結をオンラインで完結し、事業資金をインターネット上で個人などから広く募集することができるようになりました。

そこで、ソーシャルレンディングに代わり、クラウドファンディングの後ろのクラウドファンディングプラットフォームにおける成長が期待されるのが、FTK法に基づく不動産クラウドファンディングです。

2017年改正における①特例事業(倒産隔離型スキーム)の導入、2013年改正における②スーパープロ投資家限定事業及び③小規模不動産特定共同事業の創設、④電子取引業務(クラウドファンディング)の導入が挙げられます。

FTK法に基づく不動産ファンドは、①投資情報の透明性が高い、②契約によりデット型とエクイティ型の割合が高い、③小規模事業者でも参入しやすいという特徴があり、前述の規制緩和で電子取引業務(クラウドファンディング)の導入により大きな関心を集めています。インターネット

から構成されます。投資対象を貸付金とする「貸付型(ソーシャルレンディング)」「スキームを中心と成長してきたクラウドファンディング市場ですが、この数年間でプラットフ

ィル型(ソーシャルレンディング)」「スキームを中心と成長してきたクラウドファンディング市場ですが、この数年間でプラットフ

ィル型(ソーシャルレンディング)」「スキームを中心と成長してきたクラウドファンディング市場ですが、この数年間でプラットフ

不動産特定共同事業法(FTK法)近年の規制緩和	
1995年	不動産特定共同事業法(FTK法)施行
2013年	①特例事業(倒産隔離型スキーム)導入
2017年	②適格特例投資家(スーパープロ投資家)限定事業の創設 ③小規模不動産特定共同事業(第1号事業・特例事業)創設 ④電子取引業務(クラウドファンディング)の導入
2019年	「FTK監督指針」改正 「FTK法の電子取引業務ガイドライン」運用開始

今月の筆者



日本橋くるみ行政書士事務所
代表
石井 くるみ

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>